

新型コロナウイルス感染症に関する

支援ガイド

農業版

令和2年9月1日発行



目 次

このガイドは、新型コロナウイルス感染症に関する農業関係の主な支援制度などの情報を提供するものです。制度の詳細は各担当へお問い合わせください。

1 農業者の皆さまへの支援

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| (1) | 【農林水産省】 経営継続補助金 | 2 |
| (2) | 【農林水産省】 高収益作物次期作支援交付金 | 4 |
| (3) | 【経済産業省】 持続化給付金 | 6 |
| (4) | 【経済産業省】 家賃支援給付金 | 8 |
| (5) | 【北海道】 経営持続化臨時特別支援金 | 10 |

| (1) 【農林水産省】経営継続補助金 | |
|---------------------------|--|
| 内容 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。</p> <p>① 補助上限額 単独申請…150万円 共同申請…1,500万円</p> <p>② 補助の対象となる経費</p> <p>ア 経営継続に関する取組に要する経費 補助率：3/4 補助上限額：100万円 ※経費の1/6以上を「人との接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費」または「感染時の業務継続体制の構築に要する経費」に充てる必要があります。 (接触機会を減らす省力化機械の例) 農薬散布用ドローン、野菜苗移植機 等</p> <p>イ 感染拡大防止の取組に要する経費※ 補助率：定額 補助上限額：50万円 ※アの経営継続に関する取組を実施する場合のみ可能 (経費の例) マスク、消毒、清掃、換気、その他衛生管理費用 ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和2年12月末まで)に支払が完了する経費 ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 ※詳細は、農林水産省ウェブサイト内「経営継続補助金」のページをご覧ください。</p> |
| 対象 | <p>農林漁業者(個人・法人) ※従業員が20人以下 ※支援機関(農協・森林組合・漁協など)の支援を受けることが必要です。 ※一次募集で不採択となった方についても、計画内容の見直しが必要とされますが引き続き二次募集での申請が可能です。</p> |

| | |
|------------|--|
| 必要なもの | <p>① 2019年分の確定申告書類等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合 <p>2019年分の確定申告書第一表、第二表の控え（税務署受付印のあるもの）または所得税青色申告決算書（1～4面）または収支内訳書（1，2面）のいずれか、または税務署が発行する納税証明書（その2所得金額用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 <p>直近の貸借対照表及び損益計算書（損益計算書がない場合は、確定申告書（別表1（税務署受付印のある用紙）及び別表4（所得の簡易計算））</p> <p>② 見積書等の事業実施内容がわかるもの 他</p> |
| 申請 受付期間 | <p>令和2年10月19日（月）～令和2年11月6日（金）</p> <p>※支援機関がJAとなる方は、JAにお問い合わせ下さい。</p> |
| 問い合わせ | <p>産業経済課農業グループ</p> <p>☎0145-27-2419（直通番号）</p> <p>とまこまい広域農業協同組合 厚真支所</p> <p>☎0145-27-2694（直通番号）</p> <p>鷗川農業協同組合 金融部 営農相談課</p> <p>☎0145-42-2619（直通番号）</p> <p>一般社団法人 全国農業会議所 経営継続補助金 事務局</p> <p>☎03-6447-1253（コールセンター）</p> |

※申請受付期間は、現在予定されている日程であり今後変更される場合があります。

(2) 【農林水産省】高収益作物次期作支援交付金

内容

新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援します。

支援内容その1

【支援単価】① 基本単価 5.5万円/10a

② 施設栽培※の花き 80万円/10a

※加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設

【対象品目】野菜・花き・果樹・茶

【対象となる取組例】・生産・流通コスト削減の取組

・種苗、肥料、農薬等の資材の購入

・土壌改良資材の投入 等

支援内容その2

次期作に向けた次の①～③のいずれかの取組を行う場合に支援

【支援単価】2.2万円/10a（1取組あたり）※

※2.2万円/10a×取組数（3取組（①②③全て）で、最大6.6万円/10a）

【対象品目】野菜・花き・果樹・茶

【対象となる取組】① 新たに直販等を行うためのホームページ等の整備

② 新品種・新技術の導入等に向けた取組

③ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組

支援内容その3

高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、取組を行った人数・日数に応じて支援

【支援単価】2,200円（1人・1日あたり）

【対象品目】花き

【対象となる取組】フラワーネット張りの調整、芽かき・摘花・整枝、冷蔵貯蔵等による出荷調整 等

※詳細は、農林水産省ウェブサイト内「高収益作物次期作支援交付金」のページをご覧ください。

| | |
|------------|--|
| 対象 | <p>令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者</p> <p>※5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際に示されます。</p> <p>※対象となる高収益作物は、道と国の協議により追加される場合があります。</p> |
| 必要なもの | <p>① 2月から4月の出荷実績が確認できるもの（出荷伝票等）</p> <p>② 次期作の対象取組実績※が確認できるもの（資材の購入伝票等）</p> <p>※令和2年4月30日から令和3年3月31日までのもの</p> <p>③ 花きの厳選出荷の取組については作業日誌等の作業内容がわかるもの</p> |
| 申請 受付期間 | <p>1次締切：令和2年7月13日（終了）</p> <p>2次締切：令和2年7月31日（終了）</p> <p>3次締切：未定※</p> <p>※今後の公募の際に示されます。</p> |
| 問い合わせ | <p>産業経済課農業グループ（厚真町農業再生協議会事務局）</p> <p>☎0145-27-2419（直通番号）</p> <p>北海道農政事務所 生産支援課</p> <p>☎011-330-8807（直通番号）</p> |

※厚真町は中山間地域に該当しているため、支援内容その1の基本単価および支援内容その2については、単価が1割加算されています。

(3) 【経済産業省】持続化給付金

| | |
|----|--|
| 内容 | <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>① 給付額 法人…200万円、個人事業者等…100万円 ※ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>■売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）</p></div> <p>② 給付対象の要件</p> <p>ア ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している減少している事業者</p> <p>イ 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者</p> <p>ウ 法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満、もしくは常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者</p> <p>※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している法人などには特例があります。</p> <p>※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。</p> <p>※電子申請を原則としますが、予約制の申請支援会場を全国に順次設置されています。</p> <p>※詳細は、経済産業省ウェブサイト内「持続化給付金」のページをご覧ください。</p> |
| 対象 | <p>資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者</p> <p>※医療法人、農業法人、個人農家、NPO法人など、会社以外の法人なども幅広く対象となります。</p> |

| | |
|------------|--|
| 必要なもの | <p>① 2019年分の確定申告書第一表の控え（収受日付印が押してあるもの）または、税務署が発行する納税証明書（その2所得金額用）</p> <p>② 青色申告者は、所得税青色申告決算書（2枚）の控え</p> <p>③ 売上が減少している月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>④ 申請者の口座通帳の写し</p> <p>⑤ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） 他</p> |
| 申請 受付期間 | 令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金） |
| 問い合わせ | <p>産業経済課農業グループ ☎0145-27-2419（直通番号） とまこまい広域農業協同組合 厚真支所 ☎0145-27-2694（直通番号） 鷗川農業協同組合 金融部 営農相談課 ☎0145-42-2619（直通番号） 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570（直通番号） ☎03-6831-0613（IP電話専用回線）</p> |

(4) 【経済産業省】家賃支援給付金

| <p>内容</p> | <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、特に地代・家賃の負担軽減を目的に支給するものです。</p> <p>① 給付額 個人…上限300万円、法人…上限600万円 「支払賃料（月額）＊」を次の表に当てはめて算定した「給付額（月額）」の6ヶ月分</p> <p>※農地で年払いの場合は、12で割った額</p> <table border="1" data-bbox="448 725 1390 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払賃料 （月額）</th> <th>給付額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 事業者</td> <td>37.5万円以下</td> <td>支払賃料（月額）×2/3</td> </tr> <tr> <td>37.5万円 超</td> <td>25万円 + (37.5万円の超過分×1/3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>75万円以下</td> <td>支払賃料（月額）×2/3</td> </tr> <tr> <td>75万円 超</td> <td>50万円 + (75万円の超過分×1/3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。</p> <p>※電子申請を原則としますが、予約制の申請支援会場が全国に順次設置されています。</p> <p>※詳細は、経済産業省ウェブサイト内「家賃支援給付金」のページをご覧ください。</p> | | 支払賃料 （月額） | 給付額（月額） | 個人 事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料（月額）×2/3 | 37.5万円 超 | 25万円 + (37.5万円の超過分×1/3) | 法人 | 75万円以下 | 支払賃料（月額）×2/3 | 75万円 超 | 50万円 + (75万円の超過分×1/3) |
|-----------|---|-------------------------|--------------|---------|-----------|----------|--------------|----------|-------------------------|----|--------|--------------|--------|-----------------------|
| | 支払賃料 （月額） | 給付額（月額） | | | | | | | | | | | | |
| 個人 事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料（月額）×2/3 | | | | | | | | | | | | |
| | 37.5万円 超 | 25万円 + (37.5万円の超過分×1/3) | | | | | | | | | | | | |
| 法人 | 75万円以下 | 支払賃料（月額）×2/3 | | | | | | | | | | | | |
| | 75万円 超 | 50万円 + (75万円の超過分×1/3) | | | | | | | | | | | | |
| <p>対象</p> | <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が減少した次のいずれにも該当する事業者</p> <p>① 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者</p> <p>② 2020年5月～12月の売上高が、次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している ・ 連続する3ヶ月について前年の同じ期間に比べて30%以上減少している <p>③ 資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者</p> <p>※農事組合法人など、会社以外の法人も広く対象となります。</p> | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------|---|
| 必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ① 賃貸借契約書の写し ② 2019年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押してあるもの）または、税務署が発行する納税証明書（その2所得金額用） ③ 青色申告者は、所得税青色申告決算書（2枚）の控え ④ 売上が減少している月の月間事業収入がわかるもの ⑤ 申請者の口座通帳の写し ⑥ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） 他 |
| 申請 受付期間 | 令和2年7月14日（火）～令和3年1月15日（金） |
| 問い合わせ | <p>産業経済課農業グループ</p> <p>☎0145-27-2419（直通番号） とまこまい広域農業協同組合 厚真支所</p> <p>☎0145-27-2694（直通番号） 鵜川農業協同組合 金融部 営農相談課</p> <p>☎0145-42-2619（直通番号） 家賃支援給付金コールセンター</p> <p>☎0120-653-930（直通番号）</p> |

| (5) 【北海道】経営持続化臨時特別支援金 | |
|------------------------------|---|
| 内容 | <p>道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆さまをご支援するため、支援金を支給します。</p> <p>① 支給額 5万円</p> <p>※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。</p> <p>※郵送申請（書留等に限る）および電子申請のいずれも可能です。</p> <p>※詳細は、北海道経済局ウェブサイト内「経営持続化臨時特別支援金」のページをご覧ください。</p> |
| 対象 | <p>道の休業要請等の対象外であって、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、「国の持続化給付金」を受給する事業者</p> <p>※基本的に国の持続化給付金の対象者が対象となります。</p> <p>※令和2年1月から3月末までに開業し、持続化給付金の対象外であって、道内に主たる事務所を有する事業者も対象となります。</p> |
| 必要なもの | <p>① 「北海道スタイル」の取組内容がわかるもの（「北海道スタイル」安心宣言の写し 等）</p> <p>② 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し</p> <p>③ 業種・業態が確認できるもの（活動の様子がわかる写真 等）</p> <p>④ 申請者の口座通帳の写し</p> <p>⑤ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） 他</p> <p>※休業要請等の対象であって今回の道の休業要請（5月16日～）に協力した場合は別に必要な書類があります。</p> |
| 申請 受付期間 | 令和2年5月29日（金）～令和3年1月31日（日） |

| | |
|-------|---|
| 問い合わせ | <p>産業経済課農業グループ ☎ 0 1 4 5 - 2 7 - 2 4 1 9 (直通番号) とまこまい広域農業協同組合 厚真支所 ☎ 0 1 4 5 - 2 7 - 2 6 9 4 (直通番号) 鷗川農業協同組合 金融部 営農相談課 ☎ 0 1 4 5 - 4 2 - 2 6 1 9 (直通番号) 北海道 経営持続化臨時特別支援金お問い合わせセンター ☎ 0 1 1 - 3 5 0 - 7 2 6 2 (直通番号)</p> |
|-------|---|

新型コロナウイルス感染症に関する
支援ガイド

農業版

令和2年9月1日発行

編集・発行 厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部民間事業者等対策部
(厚真町産業経済課農業グループ)

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-27-2419
ホームページ：<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>
開 庁 時 間：8時30分～17時30分
(土曜・日曜・祝日・12月31日～1月5日は除く)

